

# 告示

## 埼玉県告示第六百四号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和三年五月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
ここのす共生病院	埼玉県鴻巣市上谷二千七十三番地一	令和六年二月二十七日